

公益財団法人岩手県文化振興事業団（博物館）に おける科研費の適正な使用に関する行動規範

（平成 28 年 2 月 18 日制定）

（平成 28 年 9 月 30 日一部改正）

公益財団法人岩手県文化振興事業団（博物館）（以下「館」という。）は、館に所属し、科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の執行に関与するすべての構成員（以下「構成員」という。）が実施すべき行動規範を、次のように定める。

1. 関連法令等及び公益財団法人岩手県文化振興事業団の関係各規程（以下「規則等」という。）を遵守しなければならない。
2. 規律を重んじ、公正かつ公平に行動しなければならない。
3. 規則等に違反して、不正を行った場合は、館や科研費配分機関の処分及び法的な責任を負担しなければならない。